i　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、変動額が負の場合には負数を記載すること。

j　「当期中の要因別の変動額」の項番２から項番８までの項については、自金融機関による合理的な見積りに基づいて変動額を記載することができる。ただし、当該見積りに当たって用いた手法や前提等について、説明を付すこと。

k　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

l　開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を100で除した額（最大でも1000億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。

m　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（第十二面）

（単位：％、件）

ＣＲ９：内部格付手法―ポートフォリオ別のデフォルト率（ＰＤ）のバック・テスティング

イ	ロ	ハ					ニ	ホ	ヘ		ト	チ	リ
ポートフォリオ	ＰＤ区分	相当する外部格付					加重平均ＰＤ（ＥＡＤ加重）	相加平均ＰＤ	債務者の数		期中にデフォルトした債務者の数	うち、期中にデフォルトした新たな債務者の数	過去の年平均デフォルト率（５年間）
		Ｓ＆Ｐ	Moody's	Fitch	Ｒ＆Ｉ	ＪＣＲ			前期末	当期末			
ソブリン													
金融機関等													
事業法人													
特定貸付債権													
…													

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面において自己資本比率告示第二百十一条の比較及び検証（以下「バック・テスティング」という。）の結果を記載する内部モデル（内部格付制度及びプール区分制度）の範囲は、自己資本比率規制上の連結の範囲全体で使用される主要なモデルとする。

b　先進的内部格付手法を採用した場合にあっては、基礎的内部格付手法と先進的内部格付手法の双方を利用しているときは、それぞれ面を分けて作成すること。

c　イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テスティングの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、⑴ソブリン向けエクスポージャー、⑵金融機関等向けエクスポージャー、⑶事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、⑷特定貸付債権、⑸株式等エクスポージャー（ＰＤ／ＬＧＤ方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、⑹購入債権（事業法人等向け）、⑺購入債権（リテール向け）、⑻適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、⑼居住用不動産向けエクスポージャー及び⑽その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記⑶から⑹まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限る。）のポートフォリオ区分並びに⑴、⑵及び⑺から⑽までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（⑹のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

d　ロ欄には、各金融機関において適切なＰＤ推計値に係る区分を設定すること。なお、当該区分を設定するに当たり、以下の追加的な取扱いを設けるが、設定したそれぞれのＰＤ区分について、どのような取扱いとしているかにつき説明及び理由を明記すること。

⑴　c⑴及び⑵のそれぞれのポートフォリオにおいては、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を一の項に集約することができる。

⑵　c⑶から⑹までのそれぞれのポートフォリオにおいては（これらのポートフォリオ区分のうち二以上のポートフォリオを統合する場合を含む。）、自金融機関が付与した複数の内部格付（異なる格付帯）を集約することができるが、各ポートフォリオ（又は統合後のポートフォリオ）において五以上のＰＤ区分を設定すること。ただし、全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分は、c⑶から⑹までについて、五以上のＰＤ区分を設定することを要しない。